

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年6月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	8件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	11件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	11件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500679号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600062号

第1 結論

請求者のA社B所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和38年3月16日から昭和38年4月1日に訂正し、昭和38年3月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和34年7月1日から同年9月1日まで

② 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

③ 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

昭和33年7月から昭和38年6月までA社に勤務していたが、請求期間①、②及び③について厚生年金保険の記録がない。途中で退職したことはないので、当該期間について年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された在職証明書及び複数の同僚の陳述等により、請求者は同社に昭和35年7月10日から昭和38年6月30日まで常備員として勤務していたことが確認できる。

また、A社は、昭和38年3月16日に同社C所は設置されたところ、新規適用届の提出が遅延したため昭和38年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となったと考えられるが、請求者は、請求期間②の被保険者記録がないものの、当該期間も請求者の勤務は継続していたので、給与が支給され、厚生年金保険料が控

除されていたと考えられる旨の回答及び陳述をしている。

さらに、A社C所において新規適用と同時に厚生年金保険の資格を取得している同僚は251人おり、そのうち同社C所に転籍する前の職場が同社D所、同社E所、同社F所及び同社G所の同僚は、オンライン記録によると、それぞれの職場における厚生年金保険の資格喪失日が、昭和38年4月1日となっており、厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認でき、同社C所に転籍する前の職場（同社H所等）において昭和38年3月16日に厚生年金保険の資格を喪失しているのは、請求者を含め57人確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、請求者は、請求期間②において以前と同じ仕事をしており、転勤した記憶はない旨回答していることから、請求者の厚生年金保険の被保険者資格はA社C所が適用事業所となるまでは、同社B所（昭和38年3月16日に同社H所から事業所名変更）において被保険者資格を有すべきものであり、請求者の同社B所の資格喪失年月日を昭和38年4月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B所における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和38年3月16日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、A社から提出された在職証明書により、請求者は、当該期間に同社H所に臨時職員として勤務していたことは確認できるものの、同社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかについては、資料がないため不明と回答している。

また、請求者と同様に、昭和34年7月1日にA社I所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、請求者と同様に、昭和34年9月1日に同社H所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚7人のうち連絡先の分かる5人に照会し、全員から回答を得たが、同社の厚生年金保険の取扱いについて回答を得られなかった。

さらに、請求期間③について、A社から提出された在職証明書により、請求者は、当該期間に常職員として同社C所に勤務していたことは確認できるものの、同社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかにつ

いては、資料がないため不明と回答している。

加えて、A社C所に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者と同日に退職している同僚が一人確認できるものの、当該同僚は既に死亡しており、同社C所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500785号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600064号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月1日から平成25年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年12月の標準報酬月額については、18万円から20万円とする。

平成24年12月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年12月1日から平成25年8月1日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年9月18日に資格取得時に遡って標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

しかしながら、平成24年12月1日から平成25年1月1日までの期間については、A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は20万円、当該期間に係る厚生年金保険料控

除額（3万179円）に見合う標準報酬月額が36万円であることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年12月に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成24年12月1日から平成25年1月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を誤って控除し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成25年1月1日から同年8月1日までの期間については、上述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる当該期間に係る厚生年金保険料額（1万5,089円）に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500792号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600071号

第1 結論

請求者のA社における平成25年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年4月の標準報酬月額については、14万2,000円から15万円とする。

平成25年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成6年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年4月1日から平成25年8月1日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、14万2,000円と記録されていたところ、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年9月18日に資格取得時に遡って標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

しかしながら、平成25年4月1日から同年5月1日までの期間については、A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は15万円、当該期間に係る厚生年金保険料控除額(1

万 3,413 円)に見合う標準報酬月額が 16 万円であることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 25 年 4 月に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額から、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を誤って控除し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 25 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、上述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（15 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（14 万 2,000 円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる期間に係る厚生年金保険料額（1 万 1,904 円）に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500793号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600072号

第1 結論

請求者のA社における平成25年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年4月の標準報酬月額については、14万2,000円から16万円とする。

平成25年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成6年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年4月1日から平成25年8月1日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、14万2,000円と記録されていたところ、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年9月18日に資格取得時に遡って標準報酬月額が17万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

しかしながら、平成25年4月1日から同年5月1日までの期間については、A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は17万円、当該期間に係る厚生年金保険料控除額(1

万 3,413 円)に見合う標準報酬月額が 16 万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 25 年 4 月に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を誤って控除し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 25 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、上述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（14 万 2,000 円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる当該期間に係る厚生年金保険料額（1 万 1,904 円）に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500803号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600073号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成17年7月31日から平成17年8月1日に訂正し、平成17年7月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成17年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成17年8月1日にA社からB社(現在は、C社)へ転籍となったが、派遣先や仕事内容に変わりはない。A社に平成17年7月31日まで在籍していたにもかかわらず、同日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっているため、平成17年7月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間について、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにA社の請求期間の事業主及びC社の回答により、請求者が平成17年7月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された、平成17年7月の給与明細書並びに平成16年及び平成17年の給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、平成17年7月の給与明細書により請求者は、請求期間において56万円の標準報酬月額に見合う報酬月額の支払を受け、32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 17 年 7 月に係る請求者の標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成 21 年 5 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間の事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 17 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成 17 年 7 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は請求者の平成 17 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500837号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600074号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年3月1日から平成24年2月1日に訂正し、平成24年2月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成24年2月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年2月1日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年3月29日から平成24年3月1日まで

私は、平成22年3月29日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日は平成24年3月1日となっているので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された平成22年分から平成24年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿、在籍証明書及び同社の回答、並びに請求者から提出された平成22年4月から平成24年3月までの給与明細表により、請求者が請求期間に同社で勤務していたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成24年2月1日から同年3月1日までの期間については、A社から提出された賃金規程及び同社の回答から同社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが確認できるところ、上述の源泉徴収簿及び給与明細表により、平成24年3月の給与から厚生年金保険料(1万8,053円)を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は平成24年2月1日から同年3月1日

までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成24年2月1日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、平成24年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成24年2月及び同年3月の給与明細表から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成22年3月29日から平成24年2月1日までの期間については、上述の源泉徴収簿及び給与明細表により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成22年3月29日から平成24年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600039 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600076 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 7 月 17 日の標準賞与額を 35 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 7 月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月 17 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 17 日

A 社から平成 24 年 7 月 17 日に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象にならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 24 年 7 月 17 日に係る賞与支給一覧表から、請求者は、35 万 5,500 円の賞与が支給され、35 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2 万 9,131 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 7 月 17 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 7 月 17 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600022号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600079号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を31万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に賞与を支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表及び金融機関から提出された取引推移一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から31万2,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、上述の賞与支給控除一覧表及び取引推移一覧表から平成22年7月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料に

についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 7 月 9 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500784 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600063 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 2 日から平成 25 年 8 月 1 日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 32 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額（平成 24 年 7 月及び同年 8 月は 2 万 2,977 円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月までは 2 万 3,472 円）に見合う標準報酬月額は 28 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 9 月 18 日に資格取得時に遡って標準報酬月額が 32 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額（32 万円）は、オンライ

ン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額（平成24年7月及び同年8月は2万2,977円、平成24年9月から平成25年7月までは2万3,472円）に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500786 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 1 月 7 日から平成 25 年 8 月 1 日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 26 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額 (1 万 8,443 円) に見合う標準報酬月額は 22 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (訂正届) により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 9 月 18 日に資格取得時に遡って標準報酬月額が 26 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額 (26 万円) は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 (22 万円) よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額 (1 万

8,443円)に見合う標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500787 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600066 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 10 月 16 日から平成 25 年 8 月 1 日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額（1 万 3,413 円）に見合う標準報酬月額は 16 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、16 万円と記録されていたところ、A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 9 月 18 日に資格取得時に遡って標準報酬月額が 20 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額（1 万

3,413円)に見合う標準報酬月額(16万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500788 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600067 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 3 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 16 日から平成 25 年 8 月 1 日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 26 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額（平成 24 年 7 月及び同年 8 月は 1 万 5,591 円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月までは 1 万 5,928 円）に見合う標準報酬月額は 19 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、19 万円と記録されていたところ、A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 9 月 18 日に資格取得時に遡って標準報酬月額が 26 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライ

ン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額（平成24年7月及び同年8月は1万5,591円、平成24年9月から平成25年7月までは1万5,928円）に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（19万円）と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500789号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600068号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月16日から平成25年8月1日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は19万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額(1万5,089円)に見合う標準報酬月額は18万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年9月18日に資格取得時に遡って標準報酬月額が19万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額(19万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(18万円)よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額(1万

5,089円)に見合う標準報酬月額(18万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(18万円)と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500790号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年11月16日から平成25年8月1日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は22万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額(1万5,089円)に見合う標準報酬月額は18万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年9月18日に資格取得時に遡って標準報酬月額が22万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(18万円)よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額(1万

5,089円)に見合う標準報酬月額(18万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(18万円)と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500791 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600070 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日まで

資格取得時の標準報酬月額について、実際に支払われた給与額と差異があるため、会社が訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、訂正届の標準報酬月額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円、請求期間に係る厚生年金保険料控除額（1 万 3,413 円）に見合う標準報酬月額は 16 万円であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、16 万円と記録されていたところ、A 社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）により、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 9 月 18 日に資格取得時に遡って標準報酬月額が 20 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額は保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳により、資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求期間に係る厚生年金保険料額（1 万

3,413円)に見合う標準報酬月額(16万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)と一致していることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500842号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年10月5日から同年12月10日まで

A社に入社したら、年金が在職により一部支給停止となる通知が届いた。B年金事務所で確認したところ、平成27年10月の標準報酬月額が19万円で届出されていると聞いた。

実際に支給されている給与は18万円程度なので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求者の雇用契約書及び健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者は、平成27年10月5日に同社に入社し、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、標準報酬月額は19万円と決定されていることが確認できる。C年金事務所から提出された磁気媒体届書内容照会(被保険者資格取得届)により請求者の報酬月額は、18万5,000円で届出され、当該報酬に見合う標準報酬月額は、19万円で決定されていることが確認できる。

また、A社は、給与は月末締めで当月25日払いと回答しているところ、請求者が提出した平成27年10月及び同年11月の給与明細書並びにA社が提出した平成27年10月から平成28年3月までの給与支給明細書により、請求者は、同社から平成27年10月(5日から末日分まで)に15万9,361円、平成27年11月に20万9,911円(10月の超過勤務手当2万8,751円を含む。)の給与が支給されていることが確認できる。

さらに、日本年金機構D事務センターは、請求者の平成27年10月の資格取得時の標準報酬月額は19万円と考えられる旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500839 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600077 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 25 日

請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間において A 社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、複数の同僚は、A 社から支給された賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨回答しているところ、当該同僚から提出された平成 17 年 1 月給与明細書には給与と「半期インセンティブ」が併せて支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成 17 年 1 月給与 (2 月 25 日支給) 貸金台帳元データによると、支給額計が 24 万 3,428 円、差引支給額が 21 万 1,022 円であることは確認できるものの「半期インセンティブ」の項目は「0」と記載されている上、当該清算人は、請求者に対して当該期間に「半期インセンティブ」の支給をしていない旨回答している。

また、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果 (流動性預金) によると、請求期間における A 社からの入金は、平成 17 年 2 月 25 日に、上述の貸金台帳元データの差引支給額と同額が記載されていることが確認できる。

さらに、A 社が加入していた B 健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与支払届が提出されていない旨回答している。

加えて、A 社の元事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500848 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600078 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月

請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間において A 社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、複数の同僚は、A 社から支給された賞与は「半期インセンティブ」という名目で支給されていた旨回答しているところ、当該同僚から提出された平成 17 年 1 月給与明細書には給与と「半期インセンティブ」が併せて支給されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成 17 年 2 月給与 (1 月分) 賃金データによると、支給額計が 11 万 6,143 円、差引支給額が 9 万 3,427 円であることは確認できるものの「半期インセンティブ」の項目は「0」と記載されている上、当該清算人は、請求者に対して当該期間に「半期インセンティブ」の支給をしていない旨回答している。

また、金融機関から提出された請求者に係る普通預金異動明細表によると、請求期間における A 社からの取引金額は、平成 17 年 2 月 25 日に、上述の賃金データの差引支給額と同額が記載されていることが確認できる。

さらに、A 社が加入していた B 健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与支払届が提出されていない旨回答している。

加えて、A 社の元事業主に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500525号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600080号

第1 結論

昭和17年9月から昭和18年2月までの請求期間について、請求者のA事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和18年3月から同年6月までの請求期間について、請求者のB社(現在は、C社)又はD社における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和58年9月から昭和60年3月までの請求期間について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和18年6月29日から同年9月までの請求期間について、請求者のF社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年9月から昭和18年2月まで
② 昭和18年3月から同年6月まで
③ 昭和58年9月から昭和60年3月まで
④ 昭和18年6月29日から同年9月まで

請求期間①についてはA事業所に、請求期間②についてはB社又はD社に、請求期間③についてはE社にいずれも事務職として勤務し、請求期間④についてもF社のGに事務職として乗船していたと思うが、請求期間に係る労働者年金保険、厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録がない。保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者はA事業所に勤めていたと主張している。

しかしながら、A事業所は、請求者が記憶するH市において商業登記が確認できない上、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、事業所及び同僚を特定することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者が事務職として勤務していたと思われる旨陳述しているところ、昭和17年6月から昭和19年9月までの期間は、現業の男性労働者のみが労働者年金保険の被保険者となり得たことから、訂正請求記録の対象者については、労働者年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

請求期間②について、当該期間にB社又はD社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚15人に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者がいないことから、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態について確認できない。

また、C社及びD社は、訂正請求記録の対象者の勤務実態、労働者年金保険の取扱い及び労働者年金保険料の控除について不明と回答しており、当時の資料も保管されていないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態、労働者年金保険の取扱い及び労働者年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者が事務職として勤務していたと思われる旨陳述しているところ、請求期間②当時は、上述のとおり現業の男性労働者のみが労働者年金保険の被保険者となり得たことから、訂正請求記録の対象者については、労働者年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

請求期間③について、当該期間にE社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚24人に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者がいないことから、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態について確認できない。

また、E社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿において確認できる請求期間③当時の事業主2人のうち、1人は死亡しており、1人の元事業主は基礎年金番号に未統合のため所在が特定できず、オンライン記録において確認できる前述以外の元事業主に照会したものの、回答が得られないことから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間④について、請求者から「汽船G乗組員名簿（以下「乗組員名簿」という。）及び訂正請求記録の対象者が書き残したとする経歴書が提出され、同名簿には、人数及び姓名欄等に記載がない箇所があることから作成途中とうかがわれるものの、訂正請求記録の対象者の名前及び乗船年月日欄には昭和18年6月29日の記載が確認でき、経歴書からは「18. 6～18. 9 I 汽船 J」の記載が確認

できる。

また、上述の乗組員名簿に記載がある46人のうち、43人については、船員保険被保険者台帳において、F社が所有する「J」に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、F社を吸収合併したK社の担当者は、当時のことは不明であり、F社に関する資料を保管していない旨陳述していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間④における勤務実態、船員保険の取扱い及び船員保険の届出について確認できない。

また、上述の船員保険被保険者台帳がある43人の同僚のうち、42人は死亡又は基礎年金番号に未統合のため所在が特定できず、所在が確認できた1人に照会したものの、回答を得ることができなかったことから、請求期間④に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態等について確認できない。

さらに、L社調製の喪失船舶一覧表によると、F社のGは、請求期間④当時、陸軍徴用船として記載されているところ、上述の乗組員名簿に記載された46人のうち、船員保険被保険者台帳の確認ができない訂正請求記録の対象者を含む3人について、厚生労働省社会・援護局が保管する資料からは旧陸軍及び旧海軍における記録が確認できず、同社のGに乗船したことが確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における労働者年金保険料、厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険被保険者、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料、厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。